

「住宅取得等に係る給付措置について」の一部改正について

〔平成 28 年 9 月 26 日  
閣 議 決 定〕

消費税率（国・地方）の 8% から 10% への引上げ予定時期が平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日に変更されたことに伴い、住宅取得等に係る給付措置について（平成 27 年 2 月 17 日閣議決定）の一部を次のように改正する。

前文中「消費税率（国・地方）の 8% から 10% への引上げ予定時期が平成 27 年 10 月 1 日から平成 29 年 4 月 1 日に変更されたことに伴い、」を削る。

1. (1) ①中「平成 29 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 9 月 30 日」に、「平成 29 年 4 月 1 日」を「平成 31 年 10 月 1 日」に、「平成 28 年 9 月 30 日」を「平成 31 年 3 月 31 日」に改める。

1. (1) ②中「平成 29 年 4 月 1 日」を「平成 31 年 10 月 1 日」に、「平成 31 年 6 月 30 日」を「平成 33 年 12 月 31 日」に、「平成 28 年 9 月 30 日」を「平成 31 年 3 月 31 日」に改める。

2. (1) ①中「平成 29 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 9 月 30 日」に、「平成 29 年 4 月 1 日」を「平成 31 年 10 月 1 日」に、「平成 28 年 9 月 30 日」を「平成 31 年 3 月 31 日」に改める。

2. (1) ②中「平成 29 年 4 月 1 日」を「平成 31 年 10 月 1 日」に、「平成 31 年 6 月 30 日」を「平成 33 年 12 月 31 日」に、「平成 28 年 9 月 30 日」を「平成 31 年 3 月 31 日」に改める。

3. 中「平成 31 年度」を「平成 33 年度」に改める。